

災害時における相互協力に関する基本協定

安中市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、風水害及びその他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び安中市地域防災計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は通信の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、速やかに応急復旧活動を行うことを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、平時から連絡体制を確立するものとする。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認するものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における通信の早期復旧を図るため、次の各号に掲げる情報を提供するものとする。

- 1 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）に関する情報（更新の都度随時提供）
- 2 甲は乙に対し、住民が避難している地域、指定避難所等に関する情報
- 3 乙は甲に対し、通信中断の発生状況や復旧見込等、通信中断に関する情報
- 4 甲乙それぞれが知り得た陥没、水没、土砂崩落、倒木等による道路の寸断及び復旧に関する情報

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における通信の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力するものとする。

- 1 通信の支障及び道路通行の支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- 2 甲及び乙が所有する施設・用地等の利用
- 3 市庁舎、指定避難所等への通信手段の確保
- 4 市庁舎、住民への通信中断情報等の周知のため、甲及び乙が有する広報手段の利用
- 5 甲乙協議の上、甲または乙の職員の相手方への派遣

（平時における連携）

第5条 災害時における通信中断の発生を未然に防止するため、甲及び乙は、平時において次の各号に掲げる事項について協議・調整し協力を行うものとする。

- 1 計画的な樹木伐採等の取組
- 2 災害時にも通信を継続するための取組
- 3 重要設備の防災対策に対する取組

（覚書の締結）

第6条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じて別に覚書により定めるものとする。

（秘密保持）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を相手方の事前の承諾なしに第三者に対し開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（損害賠償）

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

- (1) 甲または乙が故意又は重大な過失により相手方の施設等を損傷した場合、道路法及び民法の定めに従い損害賠償をするものとする。
 - (2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。
- 2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上、解決にあたるものとする。

（協議）

第10条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月10日

甲 安中市安中一丁目23番13号
安中市

市長 茂木 英子



乙 高崎市高松町3番地
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部

群馬支店長 橋本 寿太郎

